

長野県報

7月25日(月)
令和4年
(2022年)
第324号

目次

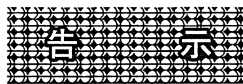
告示

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関の指定（保健・疾病対策課）	1
保安林予定森林にする旨の通知（森林づくり推進課）	1

公告

大規模小売店舗立地法第6条第2項の規定による届出及び届出書等の縦覧（2件）（産業政策課）	2
採石業務管理者試験の実施（河川課）	4
開発行為に関する工事の完了（2件）（都市・まちづくり課）	5

正誤（情報公開・法務課）	6
（人事委員会事務局）	6



長野県告示第393号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第54条第2項の指定自立支援医療機関の指定を次のとおり行いました。

令和4年7月25日

長野県知事 阿部守一

精神通院医療

医療機関の名称	所在地	指定した年月日
ウエルシア薬局長野篠ノ井布施高田店	長野市篠ノ井布施高田321番地1	令和4年7月1日
調剤薬局ツルハドラッグ飯田駅前店	飯田市東和町2丁目35番 丘の上結いスクエア	令和4年7月1日
長野県立こころの医療センター駒ケ根 訪問看護ステーション「こまほす」	駒ケ根市下平2901番地	令和4年7月1日
訪問看護ステーションあやめ千曲	千曲市寂蒔1036-2 第2ハイツ山本201号室	令和4年7月1日
訪問看護ステーションクラリス	長野市大字鶴賀362-1-202	令和4年7月1日

保健・疾病対策課

長野県告示第394号

農林水産大臣から、次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示します。

令和4年7月25日

長野県知事 阿部守一

1 保安林予定森林の所在場所

諏訪市大字豊田字鋳揚4282、4283、4285の1、4297から4302まで、4304、4305の1、字北山5054、5056、5058から5064まで、5066から5076まで、5092、5093、5134から5158まで、5160から5192まで、5194から5196まで、5312から5321まで、5323から5325まで、

5327、5329から5332まで、5334の3、5334のロ、5334のハ、5335から5342まで、5343の1、5343の2、5344の4、5346から5351まで、5352のイ、5353から5358まで、5361の1から5361の8まで、5367から5370まで、5372、5375、5377から5379まで、5403、5404、5433から5438まで、5441から5444まで、5446、5447、5449、5452、5453の2、5454、5456、5459、5460、5462から5464まで、5467から5469まで、5474から5476まで、5478の1から5478の4まで、5478の6から5478の11まで、5478の13、5478の14、5479の11

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

字北山5335・5336・5478の2（以上3筆について次の図に示す部分に限る。）、5337から5342まで、5343の1、5343の2、5344の4、5346から5351まで、5352のイ、5353から5358まで、5361の1から5361の5まで、5361の7、5361の8、5368から5370まで、5372、5375、5378、5379、5403、5404、5433から5435まで、5478の1、5478の3、5478の4、5478の6から5478の11まで、5478の13、5478の14

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

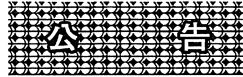
エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び諏訪市役所に備え置いて縦覧に供する。）

森林づくり推進課



公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書及び添付書類を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

令和4年7月25日

長野県知事 阿部 守一

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

綿半スーパーセンター塩尻店

塩尻市広丘堅石250-7 ほか

2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所

綿半ホールディングス株式会社

飯田市北方1023番地1

3 変更しようとする事項

(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

（変更前）

小売事業者名	開店時刻	閉店時刻
株式会社綿半ホームエイド	午前9時	午後9時

（変更後）

小売事業者名	開店時刻	閉店時刻
株式会社綿半ホームエイド	午前8時	午後9時